

令和2年第1回
美唄市議会臨時会会議録
令和2年4月30日(木曜日)
午前10時10分 開会

6番 川上美樹君
7番 楠徹也君
8番 松山教宗君
9番 本郷幸治君
10番 紫藤政則君
12番 谷村知重君
13番 小関勝教君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 承認第4号 専決処分の承認を求め
る件(美唄市国民健康保険条例の一部
を改正する条例)
- 第7 承認第5号 専決処分の承認を求め
る件(美唄市後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例)
- 第8 承認第6号 専決処分の承認を求め
る件(令和2年度美唄市一般会計補
正予算(第1号))
- 第9 承認第7号 専決処分の承認を求め
る件(令和2年度美唄市一般会計補
正予算(第2号))
- 第10 議案第29号 令和2年度美唄市一般
会計補正予算(第3号)

◎出席議員(14名)

議長 金子義彦君
副議長 桜井龍雄君
1番 伊藤真久君
2番 森明人君
3番 齋藤久美夫君
4番 山上他美夫君
5番 山崎一広君

◎出席説明員

市長 板東知文君
副市長 市川厚記君
総務部長 猪谷憲恭君
市民部長 松田公史君
保健福祉部長兼福祉事務所長 高橋英雄君
経済部長 東貴弘君
都市整備部長 米澤勝君
市立美唄病院事務局長 今澤清隆君
消防長 相馬一司君
総務部総務課長 平野太一君
総務部総務課長補佐 高橋修也君

教育委員会教育長 天野政俊君
教育委員会教育部長 阿部良雄君

◎事務局職員出席者

事務局長 村谷昌春君
次長 門田昌之君

午前10時09分

●議長金子義彦君 開会前ではありますが、
この場合、議場の説明員について、副市長及
び教育長に発言を求められておりますので、
これを許します。
副市長。

●副市長市川厚記君 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

私から、4月1日付の人事異動で説明員に変更がありますので、ご紹介させていただきます。

総務部長の猪谷憲恭です。

総務課長の平野太一です。

総務課長補佐の高橋修也です。

どうぞよろしく申し上げます。

●議長金子義彦君 教育長。

●教育長天野政俊君 発言のお許しをいただき、ありがとうございます。

私からも、4月1日付の人事異動で説明員に変更がありましたので、ご紹介させていただきます。

教育部長の阿部良雄です。

どうぞよろしく申し上げます。

午前10時10分 開会

●議長金子義彦君 ただいまより、本日をもって招集されました令和2年第1回美唄市議会臨時会を開会いたします。

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9番 本郷幸治議員

10番 紫藤政則議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告についてご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長板東知文君(登壇)

初めに、このたび新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられました皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、感染により療養中の皆様に心よりお見舞い申し上げます。また厳しい環境のもとで最前線で働く医療従事者の皆様に心から敬意を表します。

令和2年第1回市議会臨時会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、「美唄市消防署消防士の新型コロナウイルス感染」について申し上げます。

去る令和2年3月31日、北海道岩見沢保健所により、美唄市消防署の消防士1名が新型コロナウイルスに感染したことが確認され、同日、管内指定病院に入院しました。翌日、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の報道発表を受けて、市としての記者発表を行いました。

このことに関連して自宅待機を要請した消防士14名については、PCR検査を受けましたが、結果はいずれも陰性でありました。その後は自宅待機による健康観察を経て、そのうち13名は4月5日に職場復帰しており、残る消防士1名についても5月2日に職場復帰の予定となっております。

また、感染し入院した消防士1名については、療養経過が良好のため、4月17日に退院し、その後、自宅待機による健康観察を経て、5月3日に職場復帰の予定であります。

次に、「新型コロナウイルス感染症に対する本市の対応」について申し上げます。

本市といたしましては、市民の皆様の健康と暮らしを守るため、本年2月25日に、「美唄市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するとともに、4月7日の政府による「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」を受け、市対策本部を同措置法に基づく対策本部へと移行いたしました。

市対策本部では、新型コロナウイルス感染症対策の国の基本的対処方針や道の緊急事態措置などを踏まえ、「美唄市新型コロナウイルス感染症対策の対応方針」を策定し、市内の行事や会議の延期・中止の考え方を示すと

ともに、市の公共施設の休館や利用制限などを実施してまいりました。

また、この対応方針につきましては、随時、その内容を見直し、テレビのデータ放送、市ホームページや市広報紙による啓発、町内会を通じたチラシ配布などを通して、市民の皆様にお知らせするとともに、4月10日からは美唄市保健センターに相談専用ダイヤルを設置し、市民の皆様からの相談に対応してきたところであります。

市の対策に要する補正予算といたしましては、はじめに、令和2年4月3日付けで、市内飲食店組合等とびばい商品券運営協議会が自主的に取り組む「プレミアム付飲食券及び感染症対策事業」に対する助成について、次に、令和2年4月17日付けで、市が取り組む「中小企業者等の資金の融資を円滑化するため新設した新型コロナウイルス対策資金」の利子及び保証料を金額補給する経費について、それぞれ専決処分をさせていただいたところであります。

また、本臨時会におきましては、令和2年4月20日付けで閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく、国及び北海道の関連事業のほか、市独自の事業を提案するものであります。

今後とも、先の見通しが難しく厳しい状況が続くことが予想されますが、緊急事態宣言が全国に広がった今、全ての自治体が新型コロナウイルス感染症対策の最前線に立ち、自治体職員の底力が問われています。

市といたしましては、市民の皆様と暮らしを守り、地域社会を維持する責任をしっかりと果たしていくため、職員が一丸となっ

て、市民の皆様とともに、この難局を乗り越えてまいりたいと考えております。

次に、「公文書の公開決定等を求める請求事件の取下げ」について申し上げます。

本市を被告とした公文書の公開決定等を求める請求事件につきましては、本市が依頼する代理人弁護士を通じて、原告側と協議を進めてまいりましたが、令和2年4月8日付けで、原告から札幌地方裁判所に対し、訴えの全部を取下げの通知がなされました。

このことを受け、市といたしましては、代理人弁護士を通じて、訴えの取下げの同意書を提出し、本件訴訟は、令和2年4月14日をもって終結いたしました。

以上、申し上げます報告を終わります。

●議長金子義彦君 市政報告に対する質疑報告集約のため、暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 開議

●議長金子義彦君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件については、別にご発言も無いようですので、これをもって市政報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第6、承認第4号専決処分の承認を求める件ないし日程の第9、承認第7号専決処分の承認を求める件の以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長板東知文君（登壇）

ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、承認第4号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第1号美唄市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る4月1日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国民健康保険法の規定及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国民健康保険に加入している被保険者等が新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる場合に傷病手当金を支給するため、美唄市国民健康保険条例について必要な改正を行ったものであります。

次に、承認第5号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第2号美唄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る4月1日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、後期高齢者医療制度に加入している被保険者等が新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる場合に傷病手当金を支給するため、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が一部改正されたことから、美唄市後期高齢者医療に関する条例

について必要な改正を行ったものであります。

次に、承認第6号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第3号令和2年度美唄市一般会計補正予算（第1号）について、新型コロナウイルス感染症が国内外で拡大している中、各公共施設等において適切に対応するための経費及び市内飲食店の消費を喚起するための経費を計上するとともに、子宮頸がん予防の定期予防接種により健康被害を受けた方に対し、国から認定の通知があった障害児養育年金を給付するための経費を計上するもので、急を要することから地方自治法の規定により、去る4月3日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ890万3,000円を増額補正し、補正後の予算総額を161億7,946万1,000円としたものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費に「地域防災事業」を、衛生費に「定期予防接種事業」をそれぞれ増額計上するとともに、商工費に「新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税、道支出金、繰入金を増額補正し財源対応をいたしました。

次に、承認第7号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第4号、令和2年度美唄市一般会計補正予算（第2号）について、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に支障が生じている中小企業者等に対しまして、必

要な資金の融資を円滑化し経営の安定に資するよう、美唄市中小企業等振興資金に新設する「新型コロナウイルス対策資金」の利子及び信用保証料について、市が全額補助するための経費を計上するとともに、これに伴い新たに債務負担行為を設定するもので、急を要することから地方自治法の規定により、去る4月17日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ735万7,000円を増額補正し、補正後の予算総額を161億8,681万8,000円としたものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、商工費に「新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業」を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税を増額補正し財源対応をいたしました。

第2条債務負担行為の補正につきましては、「新型コロナウイルス対策資金」の利子及び信用保証料の全額を補給することに伴い、新たに債務負担行為を設定したものであります。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

●議長金子義彦君 これより、承認第4号ないし承認第7号の以上4件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第4号専決処分の承認を認める件ないし承認第7号専決処分の承認を求める件の以上4件**は、原案のとおり**承認**されました。

●議長金子義彦君 次に日程の第10、議案第29号令和2年度美唄市一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長板東知文君(登壇)

ただいま上程されました議案第29号令和2年度美唄市一般会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ23億5,820万4,000円を増額補正し、補正後の予算総額を185億4,502万2,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、住民一人につき10万円の特別定額給付金を支給する「特別定額給付金事業」を計上いたしました。

民生費には、国における「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、児童手当

を受給する世帯に対し、対象児童一人につき1万円の臨時特別給付金を支給する「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業」を計上いたしました。

また、市独自の支援策として、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」支給世帯のうち公務員世帯を除き、対象児童一人につき1万円を上乗せ支給するとともに、児童扶養手当を受給する世帯に対しては、対象児童一人につき更に1万円を追加する「美唄市子育て支援給付金事業」を計上いたしました。

商工費には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、一定以上の減収があった場合に、市独自に「経営支援金」として緊急支援を行うとともに、道が要請している休業に協力した店舗等への支援金について、市独自に上乗せの支援を行う「新型コロナウイルス感染症対策経済支援事業」を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金を増額補正し財源対応いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました議案第29号については、大綱質疑にとどめ、のちほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することに致したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第29号について、大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第29号については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

伊藤真久議員、森明人議員、
齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、
山崎一広議員、川上美樹議員、
楠徹也議員、松山教宗議員
本郷幸治議員、紫藤政則議員
桜井龍雄議員、谷村知重議員、
小関勝教議員の以上13人の議員を指名いたします。

この際、予算審査特別委員会を開催のため、休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午後 1時30分 開議

●議長金子義彦君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、予算審査特別委員会に付託されました、議案第29号令和2年度美唄市一般会計補正予算(第3号)について、委員長報告を

日程に追加いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告を日程に追加することに決定いたしました。

これより、委員長報告に入ります。

議案第29号令和2年度美唄市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

●予算審査特別委員会委員長桜井龍雄議員(登壇) ただいま議題となりました議案第29号令和2年度美唄市一般会計補正予算(第3号)について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、4月30日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第29号について、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第29号令和2年度美唄市一般会計補正予算（第3号）**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長金子義彦君 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和2年第1回美唄市議会臨時会は、閉会いたします。

午後 1時32分 閉会